

行政措置災害補償保険について

1. 行政措置災害補償保険加入について

予防接種による感染症予防と疾病の重症化予防のため、また姫路市予防接種運営協議会においても委員の方の意見を踏まえ、予防接種の保険制度を見直し、接種しやすい環境整備を行うため、平成20年度より同保険に加入しております。

2. 行政措置災害補償保険加入の予防接種の種類

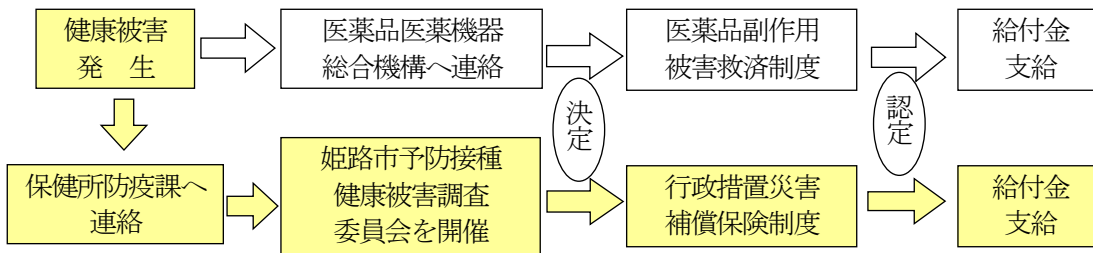
姫路市予防接種事故災害補償規則に位置づける予防接種 (令和5年4月以降)

予防接種 (疾病) の種類※1			
1	破傷風	9	水痘
2	ジフテリア	10	麻しん
3	百日咳	11	風しん
4	ポリオ	12	日本脳炎
5	結核	13	HPV
6	Hib	14	インフルエンザ
7	肺炎球菌	15	流行性耳下腺炎
8	B型肝炎 ※2	16	带状疱疹

※1 定期接種及びワクチンの添付文書以外の接種、労災等他の制度で補償されるものは対象外。

※2 針刺し事故等での医療機関従事者等への感染防御のための予防接種は対象外

3. 行政措置災害補償保険制度の流れ



4. 健康被害救済制度の給付金について

(令和4年4月1日現在)

医薬品副作用被害救済制度 (医薬品医薬機器総合機構分)			(給付金額)
医療費	疾病にかかる医療費を支給		健康保険等による給付の額を除いた自己負担分。
医療手当	入院・通院※1 等に に必要な諸経費 として支給	入院月8日未満又は通院月3日未満 (月額)	34,900円
		入院月8日以上又は通院月3日以上 (月額)	36,900円
		同一月入院・通院※1 (月額)	36,900円
障害児 養育年金	一定の障害の状態にある18歳未満の方を養 育する方に対し、障害の程度に応じ支給	1級 (年額)	877,200円
		2級 (年額)	702,000円
障害年金	一定の障害の状態にある18歳以上の方に対 し、障害の程度に応じ支給	1級 (年額)	2,804,400円
		2級 (年額)	2,244,000円
遺族年金	生計維持者が死亡した場合その遺族に対し支給。 年金の支払は10年間 (年額)		2,452,800円
遺族一時金	生計維持者以外の者が死亡した場合その遺族に対し1支給		7,358,400円
葬祭料	死亡した方の葬祭を行う者に対し支給		212,000円
行政措置災害補償保険制度 (当市加入保険分)			(給付金額)
死亡補償保険金	死亡した場合その遺族に対し支給		44,200,000円
障害補償保険金	一定の障害の状態にある方に対し、 障害の程度に応じ支給	1級	44,200,000円
		2級	29,431,000円
		3級	22,468,000円

※1 入院相当程度の通院治療を受けた場合に限る。

☆接種を受けた方は、医薬品副作用被害救済制度と行政措置災害補償保険制度の両方が適応されます。